

金融商品取引所へ

制度調査部
堀内勇世

金融商品取引法シリーズ-12

【要約】

2006年3月13日、証券取引法等改正法案が国会に提出された。

これは、現行の証券取引法を何段階かにわたって改正した後に、金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）に全面移行するための法律案である。

本稿では、その第三段階目の改正の一つである「取引所における自主規制機能の独立性確保など」の中から、「証券取引所・金融先物取引所から金融商品取引所に」というテーマを取り上げる。

はじめに（証券取引法等改正法案の国会提出）

2006年3月13日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」（以下、証券取引法等改正法案）が国会に提出された¹。その概要を示すと次のとおりである。

【証券取引法等改正法案の構造と概要】

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	公布日から起算して20日間を経過した日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	T O B規制の見直し - T O B規制の適用範囲の明確化（市場内外にまたがる取引、買付者の競合など） - 情報開示拡充（意見表明報告書義務化など） - T O B期間の延長 - T O Bの買付条件変更等の柔軟化 - 全部買付義務の導入	公布日から6ヶ月以内の政令指定日
	大量保有報告書制度の見直し - 重要提案行為等目的の場合に特例報告の適用を認めない - 特例報告の頻度を多くする（原則3ヶ月ごと原則2週間ごと）	同上 公布日から1年以内の政令指定日
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 取引所における自主規制機能の独立性確保など	公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日
	開示制度の拡充 - 内部統制報告書の導入 - 四半期報告制度の整備 など	同上（ただし、適用は2008年4月1日以後開始事業年度からの予定）

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

本稿では、これらのうち「取引所における自主規制機能の独立性確保など」の中から、「証券取引所・金融先物取引所から金融商品取引所に」というテーマを取り上げる。

1 . 現状

現在、株券や TOPIX 先物などは証券取引所で取引される一方で、ユーロ円 3 ヶ月金利先物などは金融先物取引所で取引される。

現在、証券取引所の根拠法は証券取引法である一方、金融先物取引所の根拠法は金融先物取引法となっている。

なお、現行の証券取引法と金融先物取引法では、証券取引所と金融先物取引所はそれぞれ次のように定義されている。

現行の証券取引法第 2 条第 16 項

この法律において「証券取引所」とは、第 80 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて**有価証券市場を開設**する証券会員制法人又は株式会社をいう。

同法第 2 条第 14 項

この法律において「**有価証券市場**」とは、**有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引**（以下「有価証券の売買等」という。）を行う市場をいう。

現行の金融先物取引法第 2 条第 6 項

この法律において「**金融先物取引所**」とは、次条の規定により内閣総理大臣の免許を受けて**金融先物市場を開設**する金融先物会員制法人又は株式会社をいう。

同法第 2 条第 3 項

この法律において「**金融先物市場**」とは、**金融先物取引を行う市場**をいい、「**海外金融先物市場**」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場に類似する外国に所在する市場をいう。

2 . 金融商品取引法（案）では「金融商品取引所」に

証券取引法等改正法案により、近い将来、証券取引法が金融商品取引法（案）に改編されるにあたり、金融先物取引法なども金融商品取引法（案）に取り込まれることになっている。

それに伴い、現行の「証券取引所」に関する規定（証券取引法）と「金融先物取引所」に関する規定（金融先物取引法）を統合し、「金融商品取引所」に関する規定として整備される。

つまり、**金融商品取引法（案）**の下では、**現行の証券取引所や金融先物取引所は、「金融商品取引**

所」の一種として、規制される。

なお、金融商品取引法（案）では、「**金融商品取引所**」は次のように定義されている。

金融商品取引法（案）第 2 条第 16 項

この法律において「**金融商品取引所**」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて**金融商品市場を開設**する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。

同法第 2 条第 14 項

この法律において「**金融商品市場**」とは、**有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場**をいう。

（注）有価証券の範囲が拡大していることと、市場デリバティブ取引に TOPIX 先物やユーロ円 3 ヶ月金利先物などの商品が含まれることに注意（同法第 2 条第 1 項、第 2 項、第 21 項、第 24 項、第 25 条参照）。

この改正にかかわる部分の**施行**は、証券取引法等改正法案が成立した後、**公布された日から起算して 1 年 6 ヶ月以内の政令で定める日**とされている。

3 . 証券取引所の名称はなくなるのか？

前述の通り、金融商品取引法（案）の下では、現行の証券取引所は、「金融商品取引所」の一種として、規制される。

また、金融商品取引法（案）には、「証券取引所」という言葉は見当たらない。

これに伴い、「証券取引所」という名称はなくなるのであろうか。

結論としては、実質的には、「証券取引所」という名称はなくならないようである。別の言い方をすれば、金融商品取引法（案）の下でも、「××証券取引所」という名の金融商品取引所の存在が許容されるそうである。

理由としては、次のことが挙げられる。

金融庁が公表する「『証券取引法等の一部を改正する法律案』の概要（投資者保護のための横断的法制の整備）」²などでは、「『証券取引所』の名称は引き続き使用。」と明記していること。

金融商品取引法（案）第 86 条第 1 項では、金融商品取引所はその名称や商号の中に「取引所」を入れろとされているだけで、「金融商品取引所」を入れろとされていない。それゆえに、「××証券取引所」という名称や商号も認められると思われること。

²金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）参照。

なお、証券取引法等改正法案の附則第 99 条で、現行の証券取引所は、金融商品取引所の免許を取得したものとするという経過措置が規定されている。